

計画の位置づけ

- ① 地方自治法の規約（第252条の14）を定め、都は、災害廃棄物処理の島外処理について事務を受託（処理責任）
- ② 大島町が策定した処理計画に基づき、都は受託分の実施計画を策定（廃棄物処理法第6条） <準拠> 大島町災害廃棄物等処理計画（平成25年12月5日）

処理事業の概要

【現状】 災害廃棄物等の処理見込量：約11万トン（大島町の推計）

うち、島外での処理を要するもの：約3万3千トン

災害廃棄物の種類	処理見込量 (トン)
廃畳・布団等	200
廃木材（主に、流木の幹）	21,000
建設混合廃棄物	4,400
可燃性廃棄物（木くず等）	7,400
合計	33,000

コンテナ
に入れて搬出



大島町災害廃棄物等処理方針（七つの方針）

- ① 生活環境保全
- ② 町内処理の徹底
- ③ 埋立削減・再資源化の促進（資源化率9割以上）
- ④ 地域雇用の創出
- ⑤ 地域海運業者の利用
- ⑥ 経費削減努力
- ⑦ 関係機関への協力要請

都は、区市町村や民間事業者の協力を得て、島外での処理を実施

- 【方針】
- (1) 大島町の搬出計画に合わせた迅速な処理
 - (2) リサイクルの推進と適正処理
 - (3) 経済性への配慮

処理のロードマップ

：平成25年12月
先行実施
（畳、布団等）

：平成26年1月
本格実施開始

：平成26年12月
処理終了

【概算費用】

島外処理費 計：約35億円（大島町 総事業費 計：約70億円）

処理フロー



再生利用、サーマルリサイクルによる再資源化の促進を図る

【再資源化の例】

島内で前処理（流木の土砂、枝落とし）



パーティクルボードやチップ（ボイラー燃料）等に再生利用

